

(様式第11)

番号
令和 4 年 10 月 1 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 殿

住 所 埼玉県久喜市上早見418番地1
申請者
氏 名 社会医療法人社団埼玉巨樹の会
理事長

新久喜総合病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和 3年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒346-8530 埼玉県久喜市上早見418番地1
氏名	社会医療法人社団埼玉巨樹の会

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院

3 所在の場所

〒346-8530 埼玉県久喜市上早見418番地1	電話 (0480) 26-0033
------------------------------	-------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
0床	0床	0床	0床	391床	391床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 18床
化学検査室	(主な設備) 自動分析器、微生物感受性分析装置、顕微鏡、安全キャビネット、ふ卵器、自動固定包埋装置、クリオスタット、自動染色機及び封入器、プッシュプル換気付作業台、マイクローム
細菌検査室	(主な設備) 光学・蛍光顕微鏡、血液培養分析装置、安全キャビネット
病理検査室	(主な設備) 自動染色装置、検体前処理装置、パラフィン包埋ブロック作成装置、滑走式マイクローム、クリオスタットマイクローム
病理解剖室	(主な設備) 解剖台、洗浄台、吸引装置 令和 3年度解剖件数：8件
研究室	(主な設備) 机、椅子、パソコン
講義室	室数 2 室 収容定員 400人
図書室	室数 1 室 蔵書数 960冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 3 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 12.6㎡

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類

1 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	56.9%	算定期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率	85.3%		
算出根拠	A : 紹介患者の数	5,202人	
	B : 初診患者の数	9,133人	
	C : 逆紹介患者の数	7,795人	

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考	
1	外科医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	
2	形成外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
3	循環器内科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	緊急心カテ対応
4	外科医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
5	消化器内科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
6	麻酔科医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
7	外科医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
8	泌尿器科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	
9	泌尿器科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
10	救急科医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
11	心臓血管外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
12	脳神経外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
13	呼吸器外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
14	麻酔科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
15	乳腺外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
16	内科医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
17	泌尿器科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	

18	神経内科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
19	循環器内科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
20	消化器内科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
21	消化器内科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
22	呼吸器外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
23	脳神経外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
24	心臓血管外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
25	麻酔科医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
26	外科医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	
27	外科医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	
28	循環器内科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
29	循環器内科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
30	循環器内科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
31	外科医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
32	糖尿病・代謝内科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
33	糖尿病・代謝内科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
34	脳神経外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
35	脳神経外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
36	脳神経外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り

37	整形外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
38	婦人科医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	
39	心臓血管外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	
40	形成外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
41	形成外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
42	形成外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
43	外科医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
44	消化器内科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
45	心臓血管外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	日当直有り
46	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	臨床研修医
47	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	臨床研修医
48	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	臨床研修医
49	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	臨床研修医
50	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	臨床研修医
51	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	臨床研修医
52	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	臨床研修医
53	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:30	臨床研修医
54	心臓血管外科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~翌8:30	日当直有り
55	泌尿器科 医師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	

1	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
2	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
3	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
4	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
5	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
6	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
7	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
8	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
9	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
10	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
11	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
12	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
13	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
14	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
15	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
16	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
17	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
18	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
19	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り

20	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
21	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
22	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
23	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
24	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
25	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
26	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
27	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
28	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
29	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
30	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
31	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
32	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
33	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
34	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
35	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
36	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
37	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
38	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り

39	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
40	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
41	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
42	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
43	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
44	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
45	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
46	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
47	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
48	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
49	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
50	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
51	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
52	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
53	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
54	准看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
55	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
56	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
57	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り

58	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
59	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
60	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
61	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
62	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
63	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
64	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
65	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
66	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
67	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
68	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
69	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	9:00~16:00	勤務体制により、 日当直有り
70	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
71	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
72	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
73	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
74	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
75	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
76	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り

1	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
2	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
3	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
4	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
5	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
6	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
7	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
8	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
9	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
10	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
11	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
12	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
13	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
14	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
15	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
16	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
17	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
18	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
19	診療放射線技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り

1	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
2	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
3	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
4	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
5	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
6	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
7	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
8	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
9	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
10	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
11	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
12	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
13	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
14	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
15	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
16	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
17	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
18	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
19	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り

20	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
21	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
22	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
23	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
24	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
25	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
26	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
27	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
28	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
29	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
30	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
31	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
32	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
33	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
34	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
35	臨床検査技師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り

1	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
2	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
3	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
4	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
5	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
6	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
7	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
8	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
9	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
10	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
11	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
12	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
13	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
14	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
15	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
16	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
17	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
18	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール
19	臨床工学 技士		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	夜間休日 オンコール

1	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
2	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
3	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
4	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
5	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
6	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
7	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
8	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
9	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
10	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
11	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
12	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
13	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
14	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
15	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
16	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
17	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り
18	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	
19	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:00	勤務体制により、 日当直有り

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	HCU16床
専用病床	ICU18床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
別紙資料①	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	

4 備考

--

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	5,402人 (2,906人)
上記以外の救急患者の数	9,507人 (1,687人)
合計	14,909人 (4,593人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	3台
---------------	----

(様式第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

実績	
①共同利用病床	88.0% (173施設)
②医療機器の提供	CT: 274件 MRI: 560件 RI: 140件 リニアック: 89件 合計1,063件
③延医療機関数	1,236施設

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

① 共同利用病床数	: 5床
② 共同利用機器類	: コンピューター断層撮影装置・磁気共鳴診断装置・リニアック 核医学検査（骨シンチ・脳血流シンチ・レノグラム・（腎臓）等）
③ 共同利用対象施設	: 会議室・図書室・CT室・MRI室・RI室・リニアック室

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有 無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名:

職 種: 事務（地域医療課）

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。別紙資料②

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙資料③				

(注) 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	5床
--------------	----

(様式第15) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、開催自粛とさせていただいた。

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	0回
(2) (1) の合計研修者数	0人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有 無 別紙資料④
- イ 研修委員会設置の有無 有 無
- ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
別紙資料④				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
第一会議室	184.97㎡	(主な設備) スクリーン、プロジェクター、音響セット、机、椅子
講堂	311.61㎡	(主な設備) スクリーン、プロジェクター音響セット、机、椅子
	㎡	(主な設備)

(様式第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	院長
管理担当者氏名	医事課課長

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		総務課・ 薬剤部・ 医事課 (電子カルテ)	「診療に関する諸記録・病院の管理及び運営に関する諸記録の規程」 別紙資料⑤
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療課	同上
	救急医療の提供の実績	地域医療課	同上
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域医療課	同上
	閲覧実績	医事課	同上
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療課	同上

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	院長
閲覧担当者氏名	医事課課長
閲覧の求めに応じる場所	病院内 (診療情報管理室)
閲覧の手続の概要	
「診療情報提供等に関する規程」 別紙資料⑥	
「個人情報保護規定」 別紙資料⑦	

前年度の総閲覧件数	(カルテ開示) 58件	
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	(カルテ開示) 21件
	その他	(カルテ開示) 37件

(様式第18) 委員会の開催の実績

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

委員会の開催回数	3回	
委員会における議論の概要		
別紙資料⑧		

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口 相談室 その他 ()
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW)
患者相談件数	18,386件
患者相談の概要	
<p>1. 退院（社会復帰）相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期から支援できるように、看護部と協働して退院支援を要する方のスクリーニングを行い、多職種とのカンファレンスを定期的に行っている。 ・ 地域の資料について情報収集し、在宅復帰準備や転院などの支援をしている。 <p>2. 経済的問題に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院費用が高額見込みの方には、医事課と連携し医療費の負担を軽減できるような制度を情報提供する。 ・ 暮らしの課題に対して、社会保障制度や公費など適切に利用できるよう面談を行う。 <p>3. 心理・社会的問題に対する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病や怪我などによる療養上の不安や暮らしの心配ごとについてお話を伺い、解決に向けての支援をする。 <p>4. 受診受療相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の家族が、病気や治療に対して理解をし、主治医と良いコミュニケーションがとれるよう、理解促進や自己決定のサポートを行う。 	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20) その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
・ 評価を行った機関名、評価を受けた時期 病院機能評価受審 (平成31年2月)	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
・ 情報発信の方法、内容等の概要 パンフレット、ホームページ、広報誌等	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
・ 退院調整部門の概要 ソーシャルワーカー、退院支援看護師が医師、病棟スタッフ等との連携のもとに、自宅退院や転院、入所などの支援を行っている。	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリニカルパスの策定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
・ 策定した地域連携クリニカルパスの種類・内容 ・ 地域連携クリニカルパスを普及させるための取組み 埼玉県脳卒中地域連携パス・情報交換会の参加	

重症救急医療に必要な検査、治療をおこなうために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用可否
救急処置室	343.9㎡	観察室5床、診察室3室、ベッドサイドモニター、除細動器 AED エコー、気管支鏡、ECG、無影灯、人工呼吸器 救急カート、IABO、PCPS 等	可
集中治療室 (ステーション等含)	263.3㎡	集中治療室18床、救急カート、輸液輸注ポンプ、ベッドサイドモニター 生体情報モニター、除細動器、ECG、低体温装置、エコー 血液ガス分析装置、CO2モニタ、SPO2モニタ、移動式無影灯 ACT測定器等	可
手術室	1015.50㎡	手術室7室、血管撮影室1室、各科手術機器、麻酔機器モニタ 外科・泌尿器科等内視鏡下手術機器、超音波装置 手術用電子顕微鏡、輸液ポンプ、シリンジポンプ、カウンターショック 血液回収装置等	可
診療放射線室	798.16㎡	1.5テスラ2台・3テスラMRI1台、320列マルチスライスCT1台 80列マルチスライスCT1台、骨密度測定装置 ポータブル撮影装置、一般撮影装置、デジタルX線TV装置 外科用イメージ、血管撮影装置、デジタル乳房撮影装置等	可
生理検査室	104.2㎡	超音波診断装置、誘導心電図、誘発電位検査機器 脳波検査機器等	可
検体検査室	165.0㎡	生化学検査自動分析装置、血液血中計算機 血液凝固検査装置、輸血検査自動分析装置 安全キャビネット、血液ガス分析装置 血液培養装置、自動HbA1c分析装置等	可
内視鏡室	159.8㎡	洗浄室1室(3台)、内視鏡室3室、リカバリー1室(5シート)、 電子内視鏡システム、上部内視鏡スコープ 下部内視鏡スコープ、気管支ファイバースコープ等	可

新久喜総合病院 登録医制度運営要領

(目的)

第1条 地域の医療機関と連携推進及び地域の医療従事者の相互研鑽を図ることを目的に、新久喜総合病院(以下、『病院』という。)登録医と病院医師が共に研鑽する機会を増進し、地域医療の一層の充実を図ることにある。

(登録医)

第2条 登録医制度の利用登録を行おうとする医師は、「登録医申請書」により病院に申請し、病院長は登録された医師に登録医証を発行する。

2 登録医の登録年限は1年とする。ただし、登録医と病院の双方に異存のない場合は自動的に延長されるものとする。

(医療機器共同利用)

第3条 登録医及び他の医療機関が検査目的で紹介する患者の検査について、登録医と他の医療機関が病院内の医療機器を利用することにより、検査後登録医及び他の医療機関の円滑な診療につなげることを目的とした共同利用のことをいう。利用できる医療機器は、別に定める対象機器とする。

2 共同利用対象医療機器は次の機器とする。

- (1) コンピューター断層撮影装置(C T)
- (2) 磁気共鳴画像装置(MR I)
- (3) 核医学検査(R I)
- (4) 放射線治療

(開放型病床)

第4条 病院は、当該共同利用のため開放型病床を病院内に5床確保する。

第5条 開放型病床においては、登録医の紹介により入院した患者につき、病院医師が主治医となり、登録医が副主治医となって共同診療に当たるものとする。

第6条 開放型病床の共同利用は、救急医療患者、その他入院を必要とする患者等とする。

第7条 開放型病床を利用する登録医は、事前に連携室または当該診療科に連携をとり、所定の手続きをとるものとする。

2 開放型病床利用を希望する登録医は、病院主治医に患者の医療情報を提供するものとする。

3 開放型病床利用を行う登録医は、病院主治医の了解のうえ、受持ち患者を診察し、患者の診療並びに検査記録を閲覧し、病院主治医の説明を受けることができる。

第8条 登録医の依頼により開放型病床に入院した患者の診療上の責任は、病院医師が負うものとする。よって患者に必要な投薬、検査、処置等の診療行為は必ず病院医師を介して行われ、登録医が直接看護師等に指示を与えることはできない。

2 開放型病床に入院中の患者の管理責任は、病院が負うものとする。

(他の施設利用)

第9条 登録医は、病院図書室を共同利用することができる。また病院駐車場を利用することができる。

(研修会等の参加)

第10条 登録医は、病院で行う学術集会、講演会、症例検討会などの医学集会の案内を優先的に受け参加することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか登録医に関し必要な事項は、病院長が定める。

附則 本規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規定の一部を改訂し、平成29年4月1日から施行する。

登録医一覧

No	医療機関名	役職	医師名	専門科目	所在地
1	相沢内科医院	院長		内科、消化器・肝臓科、内視鏡科	340-0214 埼玉県久喜市葛梅1-25-1
2		理事長		内科、循環器・呼吸器科	
3		非常勤		内科、神経内科	
4	青毛整形外科クリニック	理事長		整形外科、麻酔科	346-0011 埼玉県久喜市青毛1112-3
5	あかりクリニック	院長		外科	346-0001 埼玉県久喜市古久喜29-1
6	朝尾整形外科	院長		整形外科	345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1197
7	浅川医院	院長		麻酔科	349-1103 埼玉県久喜市栗橋東2-7-18
8	朝比奈医院	院長		泌尿器科	340-0206 埼玉県久喜市西大輪1924-17
9		副院長		泌尿器科	
10	あだち眼科	院長		眼科	347-0015 埼玉県加須市南大桑1620-1
11	新井医院	院長		内科、糖尿病内科	346-0007 埼玉県久喜市久喜北2-3-60
12	いいじまクリニック	院長		消化器・肝臓	340-0113 埼玉県幸手市幸手2061-2
13	飯村医院	院長		内科	340-0115 埼玉県幸手市中3-1-11
14	いげざわ医院	院長		内科	347-0017 埼玉県加須市南篠崎141-5
15		副院長		内科、小児科	
16	石塚医院	理事長・院長		内科	340-0111 埼玉県幸手市北3-10-20
17				皮膚科	
18	井上小児科皮膚科	院長		小児科、皮膚科、アレルギー科	345-0045 埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西2-6-3
19	今成医院	院長		内科、消化器科	348-0034 埼玉県羽生市下川崎818
20				皮膚科	
21	岩崎医院	院長		循環器内科	346-0106 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲618
22	いわさきハートクリニック	院長		循環器科、内科	340-0156 埼玉県幸手市南3-11-20
23	牛村病院	院長		泌尿器科	340-0115 埼玉県幸手市中5-4-51
24	遠藤医院	院長		皮膚科	340-0115 埼玉県幸手市中3-5-14
25				皮膚科	
26	おおき内科泌尿器科クリニック	院長		総合内科、泌尿器科	347-0028 埼玉県加須市南小浜633-1
27	おおぎや眼科	院長		眼科	340-0201 埼玉県久喜市八甫4-113-5
28	大久保病院	院長		整形外科、老年科	349-1155 埼玉県加須市砂原286-1
29	大林内科	院長		内科、小児科	349-0215 埼玉県白岡市千駄野656-1
30				内科	
31				小児科	
32				内科	
33				小児科	
34				内科	
35				内科	
36	大宮在宅クリニック	院長		内科	330-0846 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-647ロスマビル3F
37	岡部内科小児科医院	院長		内科	346-0016 埼玉県久喜市久喜東3-28-22
38		副院長		小児科	
39	おのクリニック	院長		内科、循環器科	346-0011 埼玉県久喜市青毛1102
40	柿崎耳鼻咽喉科医院	院長		耳鼻咽喉科	347-0055 埼玉県加須市中央1-7-10
41				耳鼻咽喉科	

No	医療機関名	役職	医師名	専門科目	所在地
42	かぞ南内科クリニック	院長		消化器・肝臓内科	347-0031 埼玉県加須市南町5-18
43		副院長		糖尿病内科	
44	加藤こどもクリニック	院長		小児科	347-0068 埼玉県加須市大門町6-34
45	香日向クリニック	院長		小児科	340-0163 埼玉県幸手市中川崎739-3
46	神沼整形外科医院	院長		整形外科	347-0062 埼玉県加須市睦町2-2-21
47		副院長		整形外科	
48	神山クリニック	院長		循環器内科	348-0025 埼玉県羽生市上手子林62-2
49	騎西クリニック病院	院長		消化器内科	347-0102 埼玉県加須市日出安1313-1
50		副院長		内科	
51		内科部長		呼吸器内科	
52				消化器外科	
53	久我クリニック	院長		循環器科	340-0115 埼玉県幸手市中5-9-17
54	久喜江面クリニック	院長		内科、内分泌代謝	346-0029 埼玉県久喜市江面1562-1
55	久喜かわしま眼科	院長		眼科	3400212 埼玉県久喜市久本寺303-1
56	久喜在宅クリニック	院長		内科、整形外科	346-0007 埼玉県久喜市久喜北1-12-10
57				整形外科、内科	
58				精神科	
59	久喜耳鼻咽喉科	院長		耳鼻咽喉科	346-0002 埼玉県久喜市野久喜631-2
60	久喜すずのき病院	理事長		精神科	346-0024 埼玉県久喜市北青柳1366-1
61	公設宮代福祉医療センター 六花	センター長		内科	345-0831 埼玉県南埼玉郡宮代町須賀177
62		診療所長		内科	
63				小児科	
64	小島医院			内科、皮膚科	346-0003 埼玉県久喜市中央4-6-2
65	斎藤医院	理事長		内科(総合内科・消化器内科・消化器内視鏡 専門医)	346-0005 埼玉県久喜市本町1-8-2
66	坂入医院	院長		内科	349-1201 埼玉県加須市柳生2094-1
67				内科	
68	さかた内科クリニック	院長		一般内科	349-1121 埼玉県久喜市伊坂1857-1
69	さくら整形外科	院長		整形外科	340-0155 埼玉県幸手市上高野250-6
70		非常勤		整形外科	
71	篠原医院	院長		内科	347-0055 埼玉県加須市中央1-11-12
72				糖尿病内科(火曜日午前)	
73	しょうぶ眼科・内科	院長		眼科、内科	346-0195 埼玉県久喜市藤岡町高須8005-1モラーシェ富田3F
74	重城泌尿器科クリニック	院長		泌尿器科	346-0114 埼玉県久喜市菖蒲町上栢間3168
75	女性クリニック蓮田	院長		産婦人科	349-0111 埼玉県蓮田市東5-2-13 NKBビル4F
76	白岡ファミリークリニック	院長		内科、皮膚科	349-0217 埼玉県白岡市小久喜200-1
77	新白岡駅前内科	院長		内科	349-0212 埼玉県白岡市新白岡4-13-3-2B
78	杉戸耳鼻咽喉科医院	理事長		耳鼻咽喉科	345-0036 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸4-15-8
79	杉本医院	院長		内科	349-0217 埼玉県白岡市小久喜1444-7
80	鈴木医院	院長		内科、外科、整形外科	345-0831 埼玉県南埼玉郡宮代町須賀1302-1
81		非常勤		内科、外科、整形外科	
82	高野台クリニック	院長		感染症	345-0047 埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東1-4-5

No	医療機関名	役職	医師名	専門科目	所在地
83	高橋医院	院長		循環器科	340-0211 埼玉県久喜市上内1746
84		理事長		皮膚科	
85	高橋クリニック	院長		泌尿器科、腎臓内科	346-0004 埼玉県久喜市南1-9-3
86		副院長		小児科	
87	武正医院	院長		消化器外科	347-0008 埼玉県加須市中樋遣川1745
88	玉井産婦人科医院	院長		産婦人科	345-0025 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地1-2-30
89		副院長		産婦人科、内科	
90	東武丸山病院	診療部長		精神科	340-0156 埼玉県幸手市南2-2-13
91	富田脳外科クリニック	院長		脳神経外科	348-0053 埼玉県羽生市南3-3-11
92	鳥居整形外科医院	院長		整形外科	345-0035 埼玉県北葛飾郡杉戸町内田1-1-20
93	のうみクリニック	院長		内科、消化器内科	340-0113 埼玉県幸手市幸手5264-1
94	野口内科小児科医院	理事長		内科	340-0156 埼玉県幸手市南2-4-9
95				小児科	
96				内科、呼吸器科	
97	はしもとクリニック	院長		胃腸科	349-1103 埼玉県久喜市栗橋東5-30-2
98	蓮江病院	院長		整形外科	346-0005 埼玉県久喜市本町1-7-12
99				整形外科	
100	蓮田一心会病院	院長		透析	349-0123 埼玉県蓮田市本町3-17
101		副院長		透析	
102		副院長		透析	
103	東内科小児科医院	院長		内科	340-0115 埼玉県幸手市中3-8-10
104	比企医院	院長		内科、神経内科	346-0004 埼玉県久喜市南1-3-3
105				内科、循環器科	
106				内科、循環器科	
107	ひらの内科胃腸科	理事長・院長		内科、胃腸科	348-0064 埼玉県羽生市藤井上組858-1
108	深井眼科	院長		眼科	346-0003 埼玉県久喜市久喜中央4-9-11 イトーヨーカドー5階
109	福島医院	院長		内科	347-0034 埼玉県加須市常泉13-1
110	藤野医院	院長		内科、整形外科	349-0213 埼玉県白岡市高岩990-1
111				内科、小児科	
112	ふたば在宅クリニック	院長		内科、呼吸器科、緩和ケア内科	346-0016 埼玉県久喜市久喜東1-2-5東山ビル3階-A
113		副院長		整形外科、リハビリテーション科	
114	扶顔堂たかぎクリニック	院長		小児科、内科	346-0033 埼玉県久喜市下清久270-1
115	不動ヶ丘病院	院長		精神科、心療内科	347-0058 埼玉県加須市岡古井107
116	本田内科医院	院長		消化器、肝臓内科	349-0115 埼玉県蓮田市蓮田1-231
117	まがま内科医院	院長		内科	349-1123 埼玉県久喜市間鎌294
118	ますだ皮膚科クリニック	院長		皮膚科	346-0007 埼玉県久喜市久喜北1-8-5
119	益山クリニック	院長		泌尿器科、人工透析	340-0111 埼玉県幸手市北3-1-3
120	松川内科クリニック	院長		内科	347-0015 埼玉県加須市南大桑1494-1
121	南栗橋脳神経クリニック	院長		脳神経外科	349-1117 埼玉県久喜市南栗橋1-2-1 SKYビル2F
122	宮城内科クリニック	院長		内科、リウマチ科	345-0025 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地4-10-24
123	宮本医院	院長		内科	346-0016 埼玉県久喜市久喜東1-7-40

No	医療機関名	役職	医師名	専門科目	所在地
124	メディモ・羽生内科	院長		内科	348-0039 埼玉県羽生市川崎2-281-3 イオンモール羽生1F
125	柳生診療所	院長		脳外科、内科	349-1201 埼玉県加須市柳生2824-1
126	矢作整形外科・内科	院長		整形外科	340-0202 埼玉県久喜市東大輪143-3
127	山崎整形外科	院長		整形外科	346-0105 埼玉県久喜市菖蒲町新堀418-1
128				皮膚科	
129				整形外科	
130	山根医院	院長		内科、血液内科	345-0046 埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南2-3-12
131		理事長		内科、小児科	
132	吉田内科クリニック	院長		内科	346-0016 埼玉県久喜市久喜東3-23-10
133				内科、消化器科	
134	よしば診療所	院長		内科、腎臓内科	346-0014 埼玉県久喜市吉羽1-28-23
135	依田耳鼻咽喉科歯科医院	院長		耳鼻咽喉科	340-0211 埼玉県久喜市上内1177-3
136	りゅう内科整形外科医院	院長		内科、整形外科	349-0218 埼玉県白岡市白岡1487-4
137	わたなベクリニック	院長		内科	349-1114 埼玉県久喜市河原代861-3
138	久喜リウマチクリニック	院長		リウマチ膠原病科	346-0003 埼玉県久喜市久喜中央4-9-11 1F-304F-5階
139	県西在宅クリニック	院長		内科、精神科、麻酔科	346-0016 埼玉県久喜市久喜東2-35-5
140	桶川中央クリニック	院長		内科、消化器内科	363-0022 埼玉県桶川市若宮2-2-22
141	杉戸いわたけ眼科	院長		眼科	345-0025 埼玉県杉戸町清地4-10-24
142	かまなか内科・呼吸器内科クリニック	院長		内科、呼吸器内科、アレルギー科	346-0016 埼玉県久喜市久喜東5-6-40-2
143	大宮シティクリニック	院長		内科	330-8669 埼玉県さいたま市桜木町1-7-9ソニックシティビル30階
144	はすだセントラルクリニック	院長		消化器内科、呼吸器内科、アレルギー科	349-0101 埼玉県蓮田市黒浜678番地
145	赤羽もり内科・腎臓内科	院長		腎臓内科、内科、糖尿病内科	115-0045 東京都北区赤羽2-4-5

101件(医療機関)

地域医療従事者に対する研修に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院(以下「本院」という。)がこの地域の医療従事者に対する生涯教育その他の教育、研修(以下「研修等」という。)を適切に行い、その資質の向上を図るために必要な事項を定めるものである。

(研修対象者)

第2条 本院が実施する研修の対象者(以下「研修対象者」という。)は、利根医療圏及び近隣医療機関において医療にかかわる機関を開設するか又はそこに勤務する医師、歯科医師、薬剤師、看護師及びその他の医療に従事する者とする。

(研修及びプログラム)

第3条 本院における研修等を円滑かつ計画的に行うために、研修目的、研修内容、研修計画を定めた研修プログラムを作成し、その運営のために地域医療研修委員会(以下「委員会」という。)を院内に設置する。また、医師会の意見等を聞く。

- 2 研修等の内容は、次に定めるものとする。
 - (1) 医学・医療に関する研修会、講習会
 - (2) 医師、歯科医師、看護師等を対象とする症例検討会
 - (3) 臨床病理カンファレンス(CPC)
 - (4) 病院外で行われる研修会、講習会への講師の派遣
 - (5) 医学・薬学・医療等に関する情報の提供
 - (6) 図書室その他の研修に必要な施設の利用
 - (7) その他の医療従事者の資質の向上を図るための研修等

(委員会)

第4条 委員会は、研修プログラムの作成、管理及び評価を行い、地域の医療従事者の資質の向上を図るために必要な支援を行う。

- 2 委員会は本院の医師、看護師及びその他の医療に携わる者及び本院の委員で構成し、委員長は本院の病院管理者の職にある者があたり、委員会の議長を務めるものとする。
- 3 委員会は定期的及び必要に応じて開催するものとする。

附則 本規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規定の一部を改訂し、平成29年4月1日から施行する。

地域医療従事者に対する研修委員会名簿

No.	部 署	役 職	氏 名	備考
1	診療部	院長		委員長
2	〃	総院長		
3	〃	医局長		
4	看護部	看護部長		
5	〃	地域医療部顧問		
6	〃	副看護部長		
7	事務部	事務局長		
8	事務部	事務次長 兼 医療技術部長		
9	事務部	事務次長		
10	医療技術部	リハビリ科長		
11	事務部	総務課長		
12	〃	医事課長		
13	〃	医療相談課主任		事務局
14	〃	地域医療課副主任		事務局
15	〃	医療相談課副主任		事務局

令和3年3月31日現在

研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
	医師	外科	院長 がん診療部長	44年	教育責任者
	医師	消化器外科	消化器センター長 地域医療支援 センター長	36年	
	医師	外科	総院長	38年	
	医師	心臓血管外科	上級指導官	47年	
	医師	総合診療内科	健康管理センター 長	47年	
	医師	泌尿器科	透析センター長	50年	
	医師	救急科	救急センター長	48年	
	医師	総合診療	総合診療科部長	39年	
	医師	放射線科	画像診断センター 長	35年	
	医師	泌尿器科	泌尿器科部長	33年	
	医師	泌尿器科	泌尿器科医長	32年	
	医師	放射線科	放射線診断科部長	31年	
	医師	脳神経外科	脳神経外科部長	31年	
	医師	麻酔科	麻酔科部長	30年	
	医師	外科	大腸肛門外科部長	30年	
	医師	外科	肝胆膵外科部長	29年	
	医師	心臓血管外科	心臓血管外科医師	29年	
	医師	病理診断科	病理診断科部長	29年	
	医師	神経内科	神経内科部長	22年	
	医師	循環器内科	循環器内科部長	21年	
	医師	循環器内科	循環器内科部長	21年	

	医師	乳腺外科	乳腺外科医長	20年	
	医師	脳神経外科	脳脊髄外科部長	18年	
	医師	循環器内科	循環器内科医長	17年	
	医師	形成外科	形成外科部長	16年	
	医師	消化器内科 救急科	消化器内科部長 救急科医長	15年	
	医師	外科 救急科	外科部長 救急科医長	15年	
	医師	外科 救急科	外科部長 救急科医長	15年	
	医師	脳神経外科	脳神経外科医長	13年	
	医師	呼吸器外科 救急科	呼吸器外科部長 救急科医長	12年	
	医師	放射線科	放射線科医長	12年	
	医師	整形外科	整形外科部長	11年	
	医師	心臓血管外科 救急科	心臓血管外科部長	11年	
	医師	心臓血管外科	心臓血管外科医長	11年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

診療に関する諸記録・病院の管理及び運営に関する諸記録の規程

第1条（趣旨）

この規程は、社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院（以下「当院」という。）の「診療に関する諸記録」・「病院の管理及び運営に関する諸記録」の管理及び閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする

第2条（閲覧）

登録医は当院の診療に対する諸記録（以下「諸記録」という。）の閲覧を請求することができる。

- 2 閲覧を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は第4条より定める閲覧の責任者（以下「責任者」という。）に申し出なければならない。
- 3 責任者は、諸記録の閲覧が患者の秘密を害する恐れがある場合には、これを拒否することができる。
- 4 責任者は、諸記録の閲覧を拒否した場合は、その旨を請求者に通告しなければならない。

第3条（閲覧の対象とする諸記録）

閲覧に供せられる診療に関する諸記録は次に定めるものとする。

- (1) 病院日誌
- (2) 処方箋
- (3) 手術記録
- (4) 看護記録
- (5) 検査所見
- (6) エックス線写真
- (7) 紹介状
- (8) 退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約
- (9) 共同利用の実績
- (10) 救急医療の提供の実績
- (11) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修実績
- (12) 閲覧実績
- (13) 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿

第4条（閲覧の責任者）

諸記録の閲覧に関する責任者及び担当者を置く。

- 2 閲覧責任者は、病院管理者の職にある者をもって充てる。
- 3 閲覧担当者は、地域医療課担当者の職にある者をもって充てる。

第5条 (閲覧の場所)

諸記録の閲覧の求めに応じる場所は、地域医療課とする。

第6条 (管理)

「診療に関する諸記録」の管理及び保管は下記の通りとする

- ① 病院日誌：総務課
 - ② 処方箋：薬剤部
 - ③ 手術記録、看護記録、検査所見記録、X線写真、紹介状：医事課（電子カルテシステム）
- 2 「診療に関する諸記録」の分類は患者単位とする。
 - 3 「病院の管理及び運営に関する諸記録」の保管は地域医療課で行うものとする。
 - ・ 共同利用の実績
 - ・ 救急医療の提供の実績
 - ・ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
 - ・ 閲覧実績
 - ・ 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿
 - 4 「病院の管理及び運営に関する諸記録」の分類は一覧形式とする。

第7条 (管理者責任)

諸記録の管理に関する責任者及び担当者を置く。

- 2 管理責任者は、病院管理職の職にあたるものをもって充てる。
- 3 管理担当者は、地域連携担当者の職にある者をもって充てる。

付則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

診療情報提供に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、診療情報を積極的に提供することにより、診療情報提供を求める患者ニーズへの適切な対応を行い、診療に対する患者の積極的な参加を促進し、患者と医療従事者とが相互に強固な信頼関係を保ちながら、共同して疾病を克服することを目的とする。

また、目的遂行のために、診療情報の定義、診療情報提供の在り方、その方法及びその可否等、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本規程に使用する用語については、以下のとおり定める。

一 「診療録等」とは、医師法第24条に規定する診療録、歯科医師法第23条に規定する診療録の他、当院医療従事者が作成した手術記録、麻酔記録、看護記録、処方せん、検査記録、エックス線写真、内視鏡写真、その他診療の過程で作成、記録された一切の書面、画像等をいう。但し、他の医療機関において作成された紹介状、証明書等、第三者が作成した診療情報に関しては、本規程の対象外とする。

二 「診療情報の提供」とは、診療の過程で得られた、患者の身体状況、病状、診断、治療等についての情報を提供することをいう。また、「診療情報の提供」は、「診療内容の説明」、「診療録等の開示」により行う。

三 「診療内容の説明」とは、日常の診療において、診療録等に基づいて、診療内容を具体的にわかりやすく説明することをいい、必ずしも診療録を患者等に見せながら説明することを制限するものではない。

四 「診療録等の開示」とは、診療録等を閲覧に供すること、又は写しを交付することをいうが、前号と同様に、診療中における診療内容の説明のために患者に見せることを制限するものではない。

(診療情報提供の一般原則)

第3条 診療情報提供の一般原則として、当院においては、診療情報提供の対象者に対し誠意をもって「診療内容の説明」を行うとともに、当該対象者の求めに応じて「診療録等の開示」を行うこととする。

(診療録の作成と管理等)

第4条 診療録は、診療情報の提供に耐えうる質の高い作成に努力し、かつその保管管理は厳格に行うものとする。なお、詳細については別途取扱規程を定める。

(診療情報提供の内容)

第5条 診療情報提供の内容については以下に定めるが、必要に応じて対象者に提供するものとする。

- 一 診断名又は予想される診断名
- 二 診療方針、診療計画及び診療結果
- 三 検査内容及び検査結果
- 四 治療の内容、効果及び副作用の有無
- 五 処置、手術及び侵襲的検査行為の危険性及び合併症
- 六 代替的治療方法
- 七 その他患者が説明を求めた事項

(診療情報提供の対象者)

第6条 診療情報提供の対象者(以下「対象者」という。)は、原則として、当該診療情報に係る患者本人とする。但し、患者本人が明確に指名した親族、又はそれに準ずる者の場合は、対象者とすることができる。

- 2 患者本人の判断能力が欠如していると判断される場合には、法定代理人及び実質的に患者のケアを行っている親族、又はそれに準ずる者とする。
- 3 患者本人が死亡した場合の取り扱いは特例として、第12条に定める。
- 4 第1項、第2項に定める「親族」とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族(民法725条)を指し、「それに準ずる者」とは内縁の妻等民法958条の3の特別縁故者を指す。

(診療録等の開示期間の範囲)

第7条 対象者に開示する診療録等は、原則として、申請書を受け付けた日から遡及して5年以内に作成されたものとする。但し、診療上の必要性その他正当な事由があるときは、診療録等開示委員会の答申に基づいて、当該期間の延長、又は短縮を行うことができるものとする。

(診療情報提供の方法)

第8条 診療情報提供について、その方法を以下のとおり定める。

一 診療内容の説明

診療を担当する医師又は歯科医師は、日常診療において、情報提供すべき対象者に対し、当該診療の内容について積極的かつ丁寧の説明するものとする。

二 診療録等の開示

対象者が診療録等の開示を希望する場合には、当院院長に別紙様式の申請書を提出することにより申請を行う。

(診療録等の開示申請)

第9条 前条第二号により対象者から申請を受けた場合は、次の各号の手順で開示を行う。

- (1) 診療録等の開示については、対象者から院長が申請を受理した日の翌日から起算して14日以内に、別紙様式の書面をもって回答する
- (2) 止むを得ない理由により、かかる期間内に回答することができない場合は、申請を受理した日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる
- (3) 前号に定める止むを得ない理由が発生した場合、申請を受理した日の翌日から起算して14日以内に、書面をもって延長の理由を対象者に通知する
- (4) 開示は閲覧によることを原則とするが、対象者が写しの交付を希望した場合は、
診療等開示委員会の答申に基づいて、写しを交付することができる
- (5) 閲覧は、院長が指定する場所において、当院職員立ち会いの下で行い、診療録等の院外への持ち出しは禁止する
- (6) 開示申請書及び開示回答書の様式、その他開示に関する手続きの詳細については、別途取扱要領を定める

(診療録等の開示の申請期間)

第10条 前条に定めるところにより開示を求める対象者は、原則として、患者本人の受療期間中に、当該受療中の疾病に係る診療録等の開示申請を行うものとする。

2 患者本人が死亡した場合の特例として行う診療録等の開示申請については、患者の死亡日の翌日から起算して60日以内の期間とする。

(診療録等を開示しないことができる場合)

第11条 開示申請を受けた院長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、診療録等開示委員会に諮った上、診療録等の開示をしないことができる。

- (1) 治療効果等への悪影響が懸念されるとき
- (2) 患者本人以外の第三者の権利利益を損なう恐れがあるとき
- (3) 患者本人以外を対象者から診療録等の開示請求がなされた場合であって、本人が開示を希望しない場合、又は開示することが当該患者の利益に反すると認められるとき
- (4) その他、開示を適当でないと認める相当な理由があるとき

(患者本人が死亡した場合の特例)

第12条 診療録等の開示は、原則として患者本人に対して行うものであるが、患者本人が入院中に急死した場合など、患者本人が意思表示できなかつた場合で、遺族からの請求があり、遺族との信頼関係の確保の観点から、院長は診療録等開示委員会に諮り、診療録等の

開示の対象者、開示の範囲及び内容、開示方法等を審議した上、診療録等の開示を行うことができる。

(診療録等の開示実費徴収)

第13条 診療録等の開示を行う場合、院長は閲覧、写しの交付等に係る実費を対象者から徴収するものとし、その額は別途取扱要領に定める。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるものの他、本規程の運用に伴い生じた諸問題については、その都度、診療録等開示委員会に諮り、運営会議の議を経て解決を図るものとする。

附 則

この規則は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

個人情報保護規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、新久喜総合病院個人情報保護方針に基づいて当院が取り扱う個人情報の適切な保護のための基本規程である。本規程に基づき「個人情報保護計画」を策定し、実施、評価、改善を行うとともに、当院職員はこの規程に従って個人情報を保護していかなければならない。

2 この規程に係らず、個人番号及び特定個人情報等に関しては、全て別に定める特定個人情報取扱規程によるものとし、両規程で重複する内容の規定に齟齬がある場合については、特定個人情報取扱規程を優先適用する。

(本規程の対象)

第2条 この規程は、当院において、処理されている個人情報であって、組織的に保有するファイリングシステムの全部又は一部をなすものを対象とする。

(定 義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

個人情報を以下に例示する。

診療録、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、診療要約、調剤録等の診療記録。検査等の目的で、患者から採取された血液等の検体の情報。介護サービス提供にかかる計画、提供したサービス内容等の記録。

職員（研修医、各部門実習生を含む）に関する情報（採用時の履歴書・身上書、職員検診記録等）。但し、医療においては死者の情報も個人情報保護の対象とすることが求められており、当院では個人情報と同様に取り扱う。

二 個人情報データベース

特定の個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日順など）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態においているものをいう。紙媒体、電子媒体の如何を問わない。

三 個人データ

「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。検査結果については、診療

録等と同様に検索可能な状態として保存されることから、個人データに該当する。診療録等の診療記録や介護関係記録については、媒体の如何にかかわらず個人データに該当する。

四 保有個人データ

個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。但し、その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの、又は6ヶ月以内に消去する（更新することは除く）ものは除く。

五 個人情報管理責任者

個人情報保護計画の策定、実施、評価、改善等の個人情報保護のための業務について、統括的責任と権限を有する者をいう。

六 個人情報取扱担当者

個人情報のコンピュータへの入力・出力、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表を保管・管理等する担当者をいう。

七 個人情報保護監査責任者

個人情報管理責任者から独立した公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う権限を有する者をいう。

八 個人情報保護監査人

当院代表者から選任され、個人情報管理責任者から独立した公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う権限を有する者をいう。

九 預託

当院以外の者にデータ処理等の委託のために当院が保有する個人情報を預けること。

第2章 個人情報の収集

(収集の原則)

第4条 個人情報の収集は、収集目的（第7条に記載）を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

- 2 新しい目的で個人情報を収集するときは、担当者は個人情報管理責任者に届け出なければならない。
- 3 前項の届け出を受けた個人情報管理責任者は、速やかに院長の承諾を得なければならない。承諾後、新しい目的での個人情報の収集が可能となる。

(収集方法の制限)

第5条 個人情報の収集は、適法、かつ公正な手段（第8条に記載）によって行わなければならない。

- 2 新しい方法又は間接的に個人情報を収集するときは、担当者は個人情報管理責任者に届け出なければならない。
- 3 前項の届け出を受けた個人情報管理責任者は、速やかに院長の承諾を得なければならない。承諾後、新しい目的での個人情報の収集が可能となる。

(特定の個人情報の収集の禁止)

第6条 次の各号に示す内容を含む個人情報の収集、利用又は提供を行ってはならない。

- 一 門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- 二 思想、信条及び宗教に関する事項
- 三 第一号及び第二号は疾病と関連する場合に限定し利用、収集できる
- 四 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- 五 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項

(個人情報を収集する目的)

第7条 患者・利用者・関係者から個人情報を取得する目的は、患者・利用者・関係者に対する医療・介護の提供、医療保険事務、入退院等の病棟管理等、病院運営に必要な事項などで利用することである。

職員に付いての個人情報収集の目的は雇用管理のためである。

通常の業務で想定される利用目的（附則：別表）はインターネットホームページ、ポスターの掲示、パンフレットの配布、説明会の実施等にて広報する。

(個人情報を収集する方法)

第8条 患者・利用者・関係者から個人情報を取得する方法は以下に掲げる各号である。

- 一 本人の申告および提供

- 二 直接の問診又は面談
- 三 患者家族、知人、目撃者、救急隊員、関係者等からの提供
- 四 他の医療機関、介護施設等からの紹介状等による提供
- 五 15歳未満の方の個人情報については、診療に関して必要な事項以外は原則として保護者等から提供を受ける
- 六 その他の場合は、本人、もしくは家族の（意識不明、痴呆等で判断できない時）同意をえて収集する

第3章 個人情報の利用

(利用範囲の制限)

第9条 個人情報の利用は、原則として収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者が、業務の遂行上必要な限りにおいて行う。

- 2 個人情報管理責任者の承諾を得ないで、個人情報の目的外利用、第三者への提供・預託、通常の利用場所からの持ち出し、外部への送信等の個人情報の漏えい行為をしてはならない。
- 3 当院職員、派遣職員、委託外注職員および関係者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も、同様とする。

(利用目的の範囲)

第10条 個人情報は、通常の業務で想定される目的（別表）および、通常の業務以外として次の第一号から第五号について使用する。

- 一 患者・利用者・関係者が同意した医療業務
- 二 患者・利用者・関係者が当事者である契約の準備又は履行のために必要な場合
- 三 当院が従うべき法的義務の履行のために必要な場合
- 四 患者・利用者・関係者の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- 五 裁判所および令状に基づく権限の行使による開示請求等があった場合

(目的範囲外利用の措置)

第11条 収集目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合は、患者・利用者・関係者本人の同意を必要とする。

(個人情報の入出力、保管等)

第12条 個人情報の病院医療情報システムへの入力・出力、紹介状等の書類のスキヤナーでの電子カルテへ等への取り込み、およびそれらの管理等は、「新久喜総合病院情報システム運用規程」に定める。

診療情報、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表の保管・管理等は、「新久喜総合病院病院診療情報管理規程」に規程する。

第4章 個人情報 の適正管理

(個人情報の正確性の確保)

第13条 個人情報管理責任者は、個人情報を利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。診療情報に関する管理は「新久喜総合病院診療情報管理規程」に記載する。

- 2 患者・利用者・関係者から、個人情報の開示、当該情報の訂正、追加、削除、利用停止等の希望を受けた場合は、各部署責任者又は受付が窓口となり、個人情報管理責任者は、すみやかに処理しなければならない。

(個人情報の安全性の確保)

第14条 個人情報管理責任者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して、「セキュリティ管理計画」を策定し、実施、普及、評価、改善をしなければならない。

(個人情報の委託処理等に関する措置)

第15条 情報処理や作業を第三者に委託するために、個人情報を第三者に預託する場合には、委託担当者は事前に個人情報管理責任者に届け出なければならない。

- 2 第三者より個人情報の預託を受ける場合には第三者の定める管理計画を考慮して当院規程に従うものとする。
- 3 個人情報管理責任者は、以下の各号の措置を講じ、院長の承諾を得てから基本契約を締結しなければならない。基本契約締結後に個別契約を締結し、当該個人情報の預託は、個別契約締結後にしなければならない。
 - 一 個人情報の預託先について預託先責任者との面接、必要に応じて預託先の情報処理施設の状況を視察あるいは把握し、個人情報保護及びセキュリティ管理が当院の基準に合致することを確認すること。再委託に関しては、同様の取り扱いをするか、あるいは、委託先の責任で同様の取り扱いを保証することが必要である
 - 二 次の事項を入れた基本契約書案を作成すること。
 - イ. 守秘義務の存在、取り扱うことのできる者の範囲に関する事項
 - ロ. 預託先における個人情報の秘密保持方法、管理方法についての事項
 - ハ. 預託先の個人情報の取扱担当者に対する個人情報保護のための教育・訓練に関する事項
 - ニ. 契約終了時の個人情報の返却及び消去に関する事項
 - ホ. 個人情報漏えい、その他事故の場合の措置、責任分担についての事項
 - ヘ. 再委託に関する事項
 - ト. 当院からの監査の受け入れについての事項
- 4 個別契約に基づき個人情報を預託先に提供するときは、担当者は前項第二号ハの事項を記した書面を預託先に交付して、注意を促さなければならない。

- 5 委託中、担当者は、預託先が当社との契約を遵守しているかどうかを確認し、万一、契約に抵触する事項を発見したときは、その旨を個人情報管理責任者に通知しなければならない。
- 6 前項の通知を受けた個人情報管理責任者は、直ちに院長と協議して個人情報の預託先に対して必要な措置を講じなければならない。
- 7 個人情報管理責任者は、年に一度以上、個人情報の預託先責任者と面接し、必要に応じて預託先の情報処理を把握あるいは視察し、監査しなければならない。
- 8 個人情報管理責任者は、本条に基づき作成された基本契約、個別契約、監査報告書、通知書等の文書（電磁的記録を含む）を当該個人情報の預託先との個別契約終了後7年間保存しなければならない。

（個人情報の第三者への提供）

第16条 個人情報の第三者への提供は本人の同意がない場合は禁止する。但し、例外として次に掲げる各号の場合には第三者に提供することがある。

- 一 令状等により要求された場合（届出、通知）
 - 二 公衆衛生、児童の健全育成に特に必要な場合（疫学調査等）
 - 三 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- 2 第三者への提供は、原則として個人情報管理責任者の承諾を得て、必要な措置を講じた後でなければならない。
 - 3 前記の通知あるいは報告を受けた個人情報管理責任者は、速やかにその是非を検討しなければならない。

（個人情報の共同利用）

第17条 個人情報を第三者との間で共同利用する場合、本人の同意をえた後、担当者は個人情報管理責任者に届け出なければならない。

- 2 前項の通知を受けた個人情報管理責任者は、直ちにその是非を検討し、院長の承諾を得なければならない。

第5章 自己情報に関する情報主体からの諸請求に対する対応

（自己情報に関する権利）

第18条 当院が保有している個人情報について、患者・利用者から説明、開示を求められた場合、診療の現場における診療内容に関する事項は、主治医は、遅滞なく当院が保有している患者・利用者の診療に関する個人情報を、希望する方法で説明、開示しなければならない。開示に関する詳細の規程は「新久喜総合病院診療情報開示の規程」に定める。

2 家族あるいは第三者への個人情報の提供は、あらかじめ、本人に対象者を確認し、同意を得る。一方、意識不明の患者や認知症などで合理的判断ができない場合は、本人の同意を得ずに家族等に提供する場合もある。この場合、本人の家族等であることを確認した上で、本人の意識が回復した際には、速やかに、提供及び取得した個人情報の内容とその相手について本人に説明する。

3 開示した結果、誤った情報があった場合で、訂正、追加又は削除を求められたときは、主治医、個人情報管理責任者は、遅滞なくその請求が妥当であるかを判断し、妥当であると判断した場合には、訂正等を行い、遅滞なく患者・利用者に対してその内容を通知しなければならない。訂正しない場合は、遅滞なく患者・利用者に対してその理由を通知しなければならない。

4 死者の情報は、患者・利用者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、「診療情報の提供等に関する指針」において定められている規程により、遺族に対して診療情報・介護関係の記録の提供を行なう。

（自己情報の利用又は提供の拒否権）

第19条 当院が保有している個人情報について、患者・利用者から自己情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合、これに応じなければならない。但し、裁判所および令状に基づく権限の行使による開示請求等又は当院が法令に定められている義務を履行するために必要な場合については、この限りでない。

第6章 管理組織・体制

（個人情報管理責任者）

第20条 個人情報管理責任者は、個人情報の保護についての統括的責任と権限を有する責任者であって、別に定める業務を行わなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、各部に1名以上の個人情報管理担当者を選任し、自己に代わり必要な個人情報保護についての業務を行わせ、これを管理・監督しなければならない。
- 3 個人情報管理担当者は部に所属する者のなかから、個人情報取扱担当者を選任しなければならない。

（個人情報保護監査責任者）

第21条 個人情報保護監査責任者は、個人情報管理責任者から独立した公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う権限を有し、院長が選任する。但し、院外の第三者に監査業務を委託することを妨げない。

- 2 個人情報保護監査責任者は、年1回、個人情報保護計画に従い、監査を実施し、監査結果を院長に報告しなければならない。

（個人情報保護苦情・相談窓口の設置）

第22条 個人情報管理責任者は、個人情報及び個人情報保護計画に関する苦情・相談を「患者様相談室」で受け、この連絡先を患者・利用者に告知しなければならない。

- 2 個人情報保護の管理組織は、別紙1のとおりとする。

第7章 個人情報管理責任者の職務

(個人情報の特定とリスク調査)

第23条 個人情報管理責任者は、当院が保有するすべての個人情報を特定し、危機の調査や分析するための手順及び方法を確立し、維持しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、各部ごとに前項の手順に従って各部における個人情報を特定し、個人情報に関する危険要因（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等）を調査・分析の上、適切な保護措置を講じない場合の影響を認識し、必要な対策を策定し、維持しなければならない。

(法令及びその他の法規範)

第24条 個人情報管理責任者は、個人情報に関する法令及びその他の法規範を特定し、参照できる手順を確立し、維持しなければならない。

(個人情報保護計画の策定)

第25条 個人情報管理責任者は、個人情報管理担当者の協力を得て個人情報を保護するために必要な個人情報保護計画を年1回立案して文書化し、かつ実施、評価、改善をしなければならない。

- 2 個人情報保護計画には次の事項を入れなければならない。

一 個人情報の特定と危機対策

- イ. 個人情報を記録したシステム、媒体の特定
- ロ. 個人情報に対する危機の識別
- ハ. 危機の調査・分析に基づく対応策の策定、実施、評価、改善

二 個人情報保護のための責任者、管理担当者、担当者の業務と業務方法

- イ. 個人情報管理責任者
- ロ. 個人情報管理担当者
- ハ. 個人情報取扱担当者
- ニ. 個人情報保護苦情及び相談窓口
- ホ. 個人情報保護監査責任者
- ヘ. 個人情報保護内部監査責任者

三 研修実施計画

- イ. 個人情報管理担当者、個人情報取扱担当者、苦情及び相談窓口、個人情報保護監査責任者に対する研修実施計画（研修項目、時間割、講師、日程、予算）
- ロ. 一般職員に対する研修実施計画（研修項目、時間割、講師、日程、予算）

四 委託先に対する監査計画及び必要な場合の研修計画

- イ. 監査体制、日程、監査方法、監査報告様式
- ロ. 委託先研修実施計画（研修項目、時間割、講師、日程、予算）

(本規程等の見直し)

第26条 個人情報管理責任者は、監査報告書及びその他の経営環境等に照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、少なくとも年1回本規程及び本規程に基づく個人情報保護計画を見直し、院長の承認を得なければならない。

(文書の管理)

第27条 個人情報管理責任者は、この規程に基づき作成される文書（電磁的記録を含む）を管理しなければならない。

(研修実施)

第28条 個人情報管理責任者は、当院職員その他個人情報の預託先等の関係者に対して、個人情報保護計画に基づき次のような研修を行い、評価しなければならない。

- 一 個人情報保護法の内容
 - 二 個人情報保護方針、本規程の内容
 - 三 個人情報保護計画の内容と役割分担
 - 四 セキュリティ教育
- 2 個人情報管理責任者は、個人情報管理担当者に対して下記の如く研修を行い、評価しなければならない。
- 一 個人情報保護法の内容
 - 二 個人情報保護方針、本規程の内容と個人情報管理担当者の役割
 - 三 個人情報保護計画の内容と個人情報管理担当者の役割
 - 四 セキュリティ管理教育
 - 五 個人情報の預託先の調査と監査
 - 六 個人情報の漏えい事故等が発生した場合の対応
- 3 個人情報管理責任者は、第1項、前項の研修を効果的に行い、個人情報の重要性を自覚させる手順・方法を確立し維持しなければならない。

第8章 監 査

(監査計画)

第29条 個人情報保護監査責任者は、年1回個人情報保護のための監査計画を立案し、院長の承認を得なければならない。監査に関する規程は別に定める。

2 監査計画には次の事項を入れなければならない。

- 一 監査体制
- 二 日 程
- 三 監査方法
- 四 監査報告様式

(監査の実施)

第30条 個人情報保護監査責任者は、本規程及び個人情報保護計画が、個人情報保護法の趣旨に合致しているか、また、その運用状況を監査しなければならない。

2 個人情報保護監査責任者は、監査を指揮し、監査報告書を作成し、院長に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、監査報告書を管理し、保管しなければならない。尚、監査の運用に関しては別に定める。

第9章 廃 棄

(個人情報の廃棄)

第31条 個人情報を廃棄する場合は、匿名化もしくは、適切な廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

2 個人情報を記録したコンピュータを廃棄するときは、特別のソフトウェア等を使用して個人情報を消去し、フロッピー、CD、MO等の記憶媒体は物理的に破壊する。

3 個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、特別のソフトウェア等を使用して個人情報を消去してから転用する。

4 研修医、実習生等の雇用管理に利用した個人情報についても、同様の処理をする。

5 個人情報の廃棄作業は個人情報取扱担当者が行う。

6 廃棄の基準について、患者・利用者に告知しなければならない。

第 10 章 罰 則

(罰 則)

第32条 当院は、本規程に違反した職員に対して懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒の手続きは新久喜総合病院就業規則第52条（パートタイマーは、就業規則（パートタイマー用）第37条、有期雇用職員は、就業規則（有期雇用職員用）第47条）に定める。

第 11 章 規程の改廃

(規程の改廃)

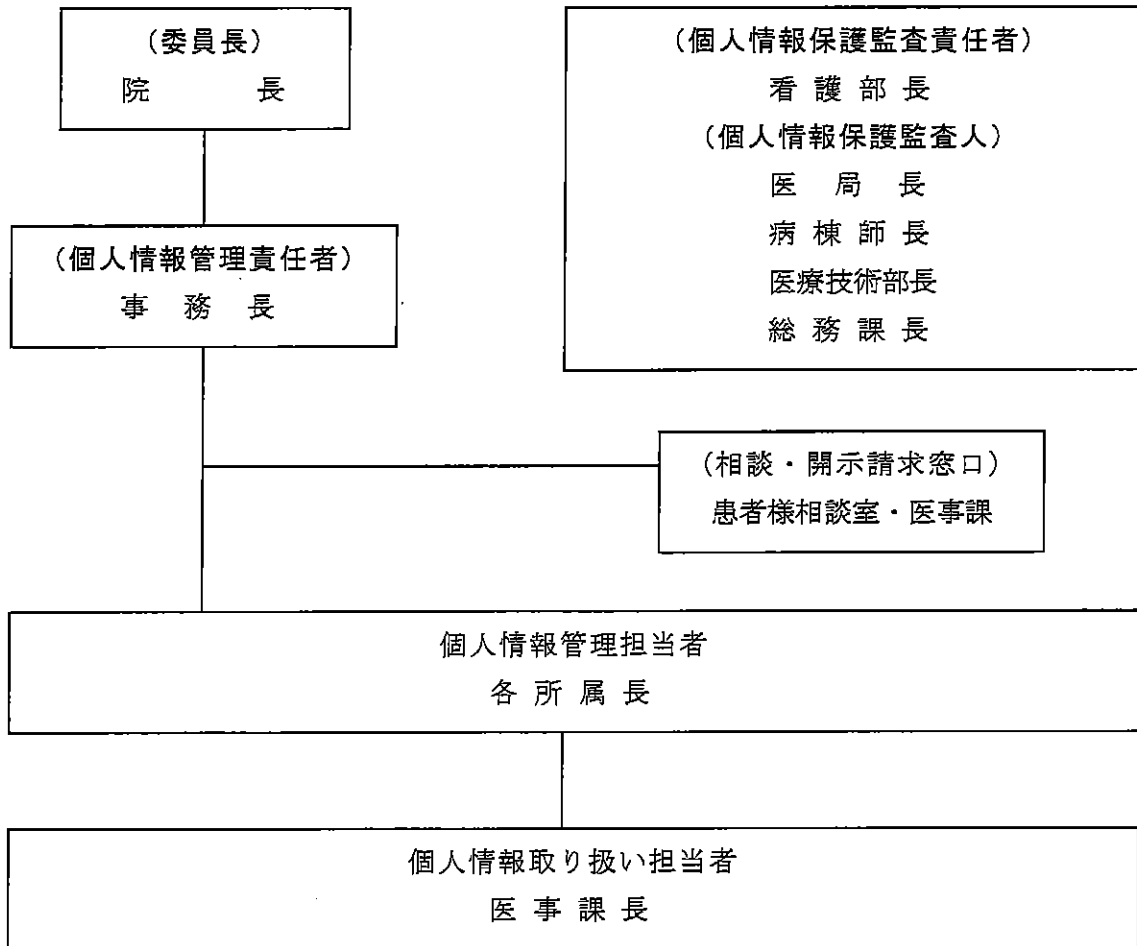
第33条 この規程の改廃は、個人情報管理責任者の意見を聞き、管理会議構成員の過半数の賛成で議決し、院長が施行を指示する。

附 則

この規則は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

別表 1

組 織 図



医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院

地域医療支援病院運営委員会

日 時：令和3年7月1日（月）

【外部委員参加者】

- （南埼玉郡市医師会会長）
- （久喜市医師会会長）
- （久喜市健康増進部部長）
- （埼玉県司法書士会名誉会長）
- （久喜市区長会会長）
- （久喜市民生委員・児童委員協議会会長）
- （埼玉東部消防組合消防局救急課長）

【新久喜総合病院委員参加者】

- （院長）
- （地域医療支援センター長）
- （診療統括部長）
- （看護部長）
- （事務局長）
- （事務次長兼医療技術部副部長）

【事務局】

新久喜総合病院地域医療課

【内容】

- 1 実績報告
 - ・新任医師紹介
 - ・病院概要、職員数
 - ・患者数動向
 - ・新規入院患者数
 - ・救急車搬入件数・救急ウォークイン患者数
 - ・紹介率・件数、逆紹介率・件数、
 - ・手術件数・実績
 - ・病床稼働率・平均残院日数
 - ・医療機器共同利用件数

- ・ 転院患者数内訳
- ・ 埼玉東部地域消化管出血輪番体制
- ・ 埼玉県急性期脳梗塞治療ネットワーク（SSN）診療（入院）実績（実人数）
- ・ 新棟について、本館・新棟の機能について
- ・ 久喜市、埼玉県厚生農業協同組合連合会との譲渡についての取組み
- ・ 社会医療法人の要件
- ・ 新型コロナウイルス感染症 対策
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者受入実績

以上、書面にて報告し、委員の承認を以て、病院運営協議会・地域医療支援病院運営委員会開催と代えさせていただいた。

以上

医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院

地域医療支援病院運営委員会

日 時：令和3年11月11日（木）

【外部委員参加者】

(南埼玉郡市医師会会長)
(久喜市医師会会長)
(久喜市健康増進部部長)
(埼玉県司法書士会名誉会長)
(久喜市区長会会長)
(久喜市民生委員・児童委員協議会会長)
(埼玉東部消防組合消防局救急課長)

【新久喜総合病院委員参加者】

(院長)
(地域医療支援センター長)
(診療統括部長)
(看護部長)
(事務局長)
(事務次長兼医療技術部副部長)

【事務局】

新久喜総合病院地域医療課

【内容】

- 1 実績報告
 - ・新任医師紹介
 - ・病院概要、職員数
 - ・患者数動向
 - ・新規入院患者数
 - ・救急車搬入件数・救急ウォークイン患者数
 - ・紹介率・件数、逆紹介率・件数、
 - ・手術件数・実績
 - ・病床稼働率・平均残院日数

- ・医療機器共同利用件数
- ・転院患者数内訳
- ・埼玉東部地域消化管出血輪番体制
- ・埼玉県急性期脳梗塞治療ネットワーク（SSN）診療（入院）実績（実人数）
- ・新棟について、本館・新棟の機能について
- ・新型コロナウイルス感染症 対策
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入実績
- ・インペラ導入

以上、書面にて報告し、委員の承認を以て、病院運営協議会・地域医療支援病院運営委員会開催と代えさせていただいた。

以上

医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院

地域医療支援病院運営委員会

日 時：令和4年3月30日（水）

【外部委員参加者】

- （南埼玉郡市医師会会長）
- （久喜市健康増進部部長）
- （埼玉県司法書士会名誉会長）
- （久喜市区長会会長）
- （久喜市民生委員・児童委員協議会会長）
- （埼玉東部消防組合消防局救急課長）

【新久喜総合病院委員参加者】

- （院長）
- （地域医療支援センター長）
- （診療統括部長）
- （看護部長）
- （事務局長）
- （事務次長兼医療技術部副部長）

【事務局】

新久喜総合病院地域医療課

【内容】

1 実績報告

- ・病院概要、職員数
- ・患者数動向
- ・新規入院患者数
- ・救急車搬入件数・救急ウォークイン患者数
- ・紹介率・件数、逆紹介率・件数、
- ・手術件数・実績
- ・病床稼働率・平均残院日数
- ・医療機器共同利用件数
- ・転院患者数内訳
- ・埼玉東部地域消化管出血輪番体制

- ・埼玉県急性期脳梗塞治療ネットワーク（SSN）診療（入院）実績（実人数）
- ・新型コロナウイルス感染症 対策
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入実績
- ・ハイブリッド手術室始動
- ・ダビンチ導入

以上、書面にて報告し、委員の承認を以て、病院運営協議会・地域医療支援病院運営委員会開催と代えさせていただいた。

以上